

JSCC スポーツクラブ総合補償制度

- 団体総合補償制度費用保険
- 施設所有(管理)者賠償責任保険

JSCC

クラブマネージャーの皆様の声から生まれた、 皆様のクラブを守るための保険です。

スポーツクラブ参加者を突然襲う事故・疾病の例

スポーツクラブ
主催者をリスクから
お守りします。

「運動中のケガ」
「クラブへの往復途上での
事故」

「急性心疾患」(心筋梗塞等)
「細菌性食中毒」「急性脳疾
患」「急性呼吸器疾患」

炎天下、猛暑による「熱中症」
(日射病・熱射病等)
「脱水症」「低体温症」

「スポーツクラブ運営上の過失に
よる事故」
「施設の欠陥や管理の不備によ
る事故」

JSCCスポーツクラブ総合補償制度の特長

団体総合補償制度費用保険

- ① クラブから会員への補償金(見舞金)を保険金としてクラブにお支払いします。
- ② ケガだけではなくスポーツをしているときに起こりがちな熱中症や脱水症、心筋梗塞などの特定疾病も補償されます。
- ③ 入院、通院補償は1日目から補償されます。
- ④ 補償内容は会員の年齢にかかわらず一律にすることができます。
- ⑤ 自宅とクラブの往復途上の事故も補償されます。
- ⑥ 地震・津波・噴火などの天災によるケガも補償されます。

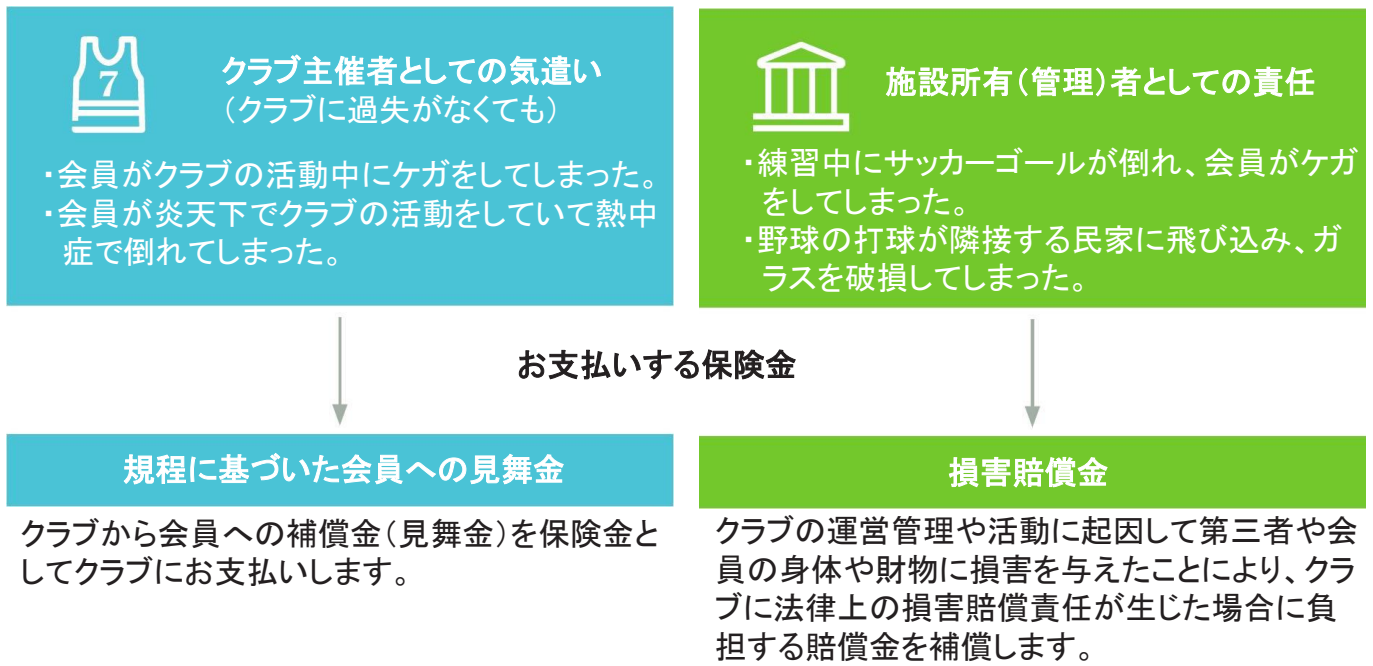
住居出発前に参加者名簿で参加が確定されている参加者については、クラブの活動に参加するための往復途上も補償可能です。

施設所有(管理)者賠償責任保険

- ⑦ クラブの運営管理や活動に起因して第三者や会員の身体や財物に損害を与えたことにより、クラブに法律上の損害賠償責任が生じた場合に負担する賠償金を補償します。



クラブ主催者の不安を解決します！！



JSCCスポーツクラブ総合補償制度の概要

本補償制度は会員のケガと特定疾病を補償する**団体総合補償制度費用保険**と、第三者への賠償責任が生じた場合の賠償金を補償する**施設所有(管理)者賠償責任保険**から成り立っています。

団体総合補償制度費用保険(行事参加者補償制度費用保険特約)

1. 補償の対象

クラブ管理下の活動中および自宅とスポーツクラブの往復途上に、会員がケガまたは特定疾病を被ったことにより、補償規程に基づき、クラブが会員に補償を行った場合に、下記の保険金をお支払いします。

2. お支払いする保険金の種類

- ① 災害死亡補償保険金
- ② 後遺障害補償保険
- ③ 療養補償(入院)保険金
- ④ 療養補償(手術)保険金
- ⑤ 療養補償(通院)保険金

3. 補償対象の災害の種類

- ① ケガ
 - ② 特定疾病(※)の発症
- ※特定疾病とは
- ・急性虚血性心疾患(いわゆる、心筋梗塞)
 - ・急性心不全等の急性心疾患
 - ・くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患
 - ・気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患
 - ・細菌性食中毒
 - ・日射病及び熱射病等の熱中症
 - ・低体温症
 - ・脱水症

施設所有(管理)者賠償責任保険

1. 補償する損害

クラブの運営管理や活動に起因して第三者や会員の身体または財物に損害を与えたことにより、クラブに法律上の損害賠償責任が生じた場合、右記の保険金をお支払いします。

2. お支払いする保険金の種類

- ① 緊急措置費用
- ② 損害賠償金
- ③ 損害防止・軽減費用
- ④ 協力費用
- ⑤ 求償権保全・行使費用
- ⑥ 争訟費用

契約内容

団体総合補償制度費用保険

補償内容	保険金額	
災害死亡補償保険金	2,000万円	
後遺障害補償保険金	最高2,000万円	
療養補償保険金	入院日額(180日限度)	5,000円
	手術保険金	1回の手術につき 5・10・20万円
	通院日額(90日限度)	2,000円

特定疾病の保険金額は、上記の50%となります。

施設所有(管理)者賠償責任保険

補償内容	支払限度額
対人賠償 対物賠償 共通	1事故につき 5億円 免責金額:1事故につき 0万円

保険料はスポーツの種類、会員の性別・年齢構成、年間の活動日数等を基に、クラブ毎に計算いたします。取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

JSCCスポーツクラブ総合補償制度

保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いできない主な場合
団体総合補償制度費用保険(行事参加者補償制度費用保険特約)	対象となる損害	下記の場合において、総合型地域スポーツクラブ主催の活動に参加中に偶然発生した被補償者(注1)のケガまたは特定疾病(注2)〔補償適用の原因(注3)〕といえます。〕に対して、被保険者が「補償規程(注4)」に基づき、費用を負担したことにより被る損害に対して、下記の保険金を被保険者にお支払いします。
	災害死亡補償保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に被補償者が死亡した場合に、災害死亡補償保険金の全額をお支払いします。ただし、すでに支払った後遺障害補償保険金がある場合は、災害死亡補償保険金からその金額を控除した残額をお支払いします。
	後遺障害補償保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、ケガをした日からその日を含めて180日以内に被補償者に後遺障害が生じた場合、または特定疾病で所定の公的な後遺障害認定を受けた場合、支払割合に応じて保険金をお支払いします。支払割合(最高100%)は、後遺障害の程度に応じて決定します。
	療養補償保険金	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合に、入院1日につき保険金をお支払いします。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。
	入院日額	入院日額が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に補償適用の原因の治療のために所定の手術を受けた場合に、入院日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限りです。
	手術保険金	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合に、通院1日につき保険金をお支払いします。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日分を限度とします。
	通院日額	スポーツクラブの運営管理や活動に起因して、第三者や会員の身体または財物に損害を与えたことにより、クラブが法律上の損害賠償責任を負った場合に、対人対物共通で1事故につき5億円限度で、下記の保険金をお支払いします。 ①緊急措置費用 ②損害賠償金 ③損害防止・軽減費用 ④協力費用 ⑤求償権保全・行使費用 ⑥争訟費用
賠償責任保険(企業用) 普通保険約款+施設所有(管理)者特別約款(免責金額1事故3万円)		故意/戦争、変乱、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任/地震・噴火・洪水・津波に起因する賠償責任/被保険者の所有・使用・管理する財物の損壊に対する賠償責任/給排水管・冷暖房装置などからの蒸気、水の漏出・いっ出による財物の損壊に起因する賠償責任/屋根・窓・扉などから入った雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任/自動車または施設外における車両の所有・使用・管理に起因する賠償責任など

【用語の説明】

- (注1) **被補償者**:「被保険者」である総合型地域スポーツクラブが主催する総合型地域スポーツクラブの種目(※)の参加者で、参加者名簿に記載された者(※)あらかじめ約定した種目をいいます。
- (注2) **特定疾病**: 次の疾病をいいます。
急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患/くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患/気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患/

- 細菌性食中毒/日射病、熱射病等の熱中症/低体温症/脱水症
- (注3) **補償適用の原因**: 被補償者が被った次のケガまたは特定疾病
①「被保険者」である総合型地域スポーツクラブが主催するクラブ種目参加中のケガまたは特定疾病
②上記①のクラブ種目参加のための往復途上のケガまたは特定疾病

- (ただし、そのクラブ種目参加を目的として住居を出発する前に、参加者名簿で事前に参加が確定している方に限ります。)
- (注4) **補償規程**: 「被保険者」である総合型地域スポーツクラブ主催者が、「被補償者」である総合型地域スポーツクラブの活動参加者に対する補償を定めた規程・規約・協定等で明文化されたもの

ご注意

- ご契約に際しては、「補償規程」の写しをご提出願います。
- 保険期間終了後遅滞なく、保険期間中のスクール開催日、開催時間数、参加者数等をご通知いただき、保険料の確定精算を行います。保険料確定特約を付帯した場合は、確定精算は不要となります。
- 被保険者は参加者名簿の備付けが必要となります。参加者名簿にお名前記載がない方に係る損害は、保険金支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。
- ご契約に次のようなことが生じた場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。
 - 住所を変更された場合
 - 補償規程の記載事項に変更が生じた場合 等

- 適正な保険金・給付金の支払
 - 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
 - その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務
2. 第三者への情報提供について
引受保険会社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
- 法令に基づく場合
 - 引受保険会社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
 - 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
 - 引受保険会社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

事故が起こったとき

- 事故が発生したときは、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
※賠償事故に係る示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。
- このパンフレットは2016年12月現在の「JSCCスポーツクラブ総合補償制度」の概要を説明したものです。詳細は、引受保険会社代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 - 保険契約のお申込時は、保険契約申込書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
 - 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
 - 保険料お支払いの際は、引受保険会社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合には、引受保険会社までご照会ください。

個人情報の取扱いについて

引受保険会社は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、引受保険会社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。

1. 主な利用目的について

- 引受保険会社または引受保険会社のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売
- 上記(1)に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理

保険会社破綻時の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がありますが、支払われる保険金や解約返れい金の支払金額が下記割合に削減されることがあります。契約者が小規模法人・マンション管理組合である場合に対象となります。

ご契約の種類	解約返れい金
団体総合補償制度費用保険賠償責任保険	補償割合80%

- 破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払(補償割合100%)
- 3ヶ月経過後は、補償割合80%

取扱代理店

株式会社パイオニア
〒242-0003 神奈川県大和市林間2-1-1-405
担当:阿部康夫
(連絡先) TEL:046-273-8795 FAX:046-273-8796

引受保険会社

Chubb損害保険株式会社
2016年10月1日、「エース損害保険株式会社」から社名変更
〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山
www.chubb.com/jp

L1710088